移動後の管理責任者	
利用期間及び利用後の処理方法	
その他参考となるべき事項	

備考　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第七号（第6条第2項関係）

第　　号
年　　月　　日

移動制限植物等移動許可証明書

農林水産大臣

下記・・・・・・・は「ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令」第5条第1項ただし書の許可を得たものであることを証明する。

普通名称及び学名
梱数及び数量
産地
容器包装の種類
許可申請者の住所及び氏名
荷送人の住所及び氏名

○経済産業省令第九十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項、第五十六条第一項並びに第百六条第三項及び第四項の規定に基づき、電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十三日　　経済産業大臣　世耕　弘成

電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号ニ中「五百キロワット」を「五十キロワット」に、「五百キロボルトアンペア」を「五十キロボルトアンペア」に改め、同号ホ中「五百キロワット」を「二十キロワット」に、「五百キロボルトアンペア」を「二十キロボルトアンペア」に改め、同項に次の二号を加える。

十二　「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、別に告示する電気工作物（原子力発電工作物を除く。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。

十三　「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。

第二条の表第五号中「。以下同じ」を削る。

第三条第一項の表第四号ホ中「五百キロワット」を「五十キロワット」に、同号ヘ中「五百キロワット」を「二十キロワット」に改める。

第四条の表第十五号の二を削り、同表第十六号届出を要する場合の欄中「、第六号若しくは第十五号の二」を「若しくは第六号」に、「若しくは変電所」を「、変電所」に、「氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別」を「氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）」に改め、同号届出先の欄中「（予備として有している第十五号の二の電気工作物にあつては、当該電気工作物を保管している場所を管轄する産業保安監督部長を含む。）」を削り、同表第十七号の二の三及び同表第十九号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関する届出）

第四条の二　ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者（以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等」という。）は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長（次項において「管轄産業保安監督部長」という。）へ届け出なければならない。

届出を要する場合	様式番号	届出期限
一　ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合（直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。）	様式第十三の二	判明した後遅滞なく
二　ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等の氏名若しくは住所（法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があつた場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合	様式第十三の三	変更の後遅滞なく
三　ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合	様式第十三の四	廃止の後遅滞なく
四　ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出され、又は地下に浸透した場合	様式第十三の五	事故の発生後可能な限り速やかに

2　高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について、毎年度の管理の状況（以下この条において「管理状況」という。）を翌年度の六月三十日までに、様式第十三の六により、管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。また、直近に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。

別表中「（特定小売供給約款の契約状況を除く。）」を削る。